

戸締まり用心、火の用心!

(火災予防広報パレード)
関連記事: P19トピックス



Shima

広報しま

笑顔をつなぐ情報誌

2011. **12**

Vol.138

市の人事行政の運営状況をお知らせします

市の適正な人事運営を確保するため、市職員の任免や給与、勤務条件などの状況をお知らせします。今後とも市民の皆さんの目線で感じ、考え、積極的に情報公開や情報提供を進めることで、理解と信頼が得られるよう市政運営を進めていきます。

●人事行政の運営状況のくわしい内容は、市ホームページでご覧いただくことができます。

総務課 ☎ 44・0201 FAX 44・5252

1. 職員数・給与などの状況

一般事務職員の級別職員数

平成23年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	一般職員	11	3.1
2級	一般職員	43	12.3
3級	主査、主任、一般職員	111	31.7
4級	係長(同等所長など)	74	21.1
5級	課長補佐(同等所長など)	54	15.4
6級	課長	42	12.0
7級	部長	15	4.3
計		350	100.0

※志摩市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職を示しています。

一般行政職の経験年数別平均給料月額

平成23年4月1日現在

区分	経験年数	経験年数		
		10年	15年	20年
志摩市	大学卒	252,763円	307,700円	359,100円
	高校卒	216,350円	—	305,675円
三重県	大学卒	269,592円	322,780円	368,975円
	高校卒	222,364円	270,265円	310,045円

部門別職員数

各年4月1日現在

部門	区分	職員数		対前年増減数
		平成22年	平成23年	
一般行政部門	議会	6	6	0
	総務	141	135	△6
	税務	28	28	0
	農林水産	15	19	4
	商工	19	17	△2
	土木	43	44	1
	民生	165	164	△1
	衛生	83	80	△3
	小計	500	493	△7
教育部門		146	143	△3
公営企業等	病院	91	92	1
	水道	21	21	0
	下水道	5	5	0
	その他	32	32	0
	小計	149	150	1
合計		795	786	△9
		[932]	[801]	△131

◆主な増減理由は業務の見直し・効率化、退職職員の不補充などによる減です。
※職員数は一般職に属する職員数です。
※教育部門の人数には、教育長を含みます。
※ [] 内は、条例定数の合計です。

平均給料月額、平均給与月額、平均年齢

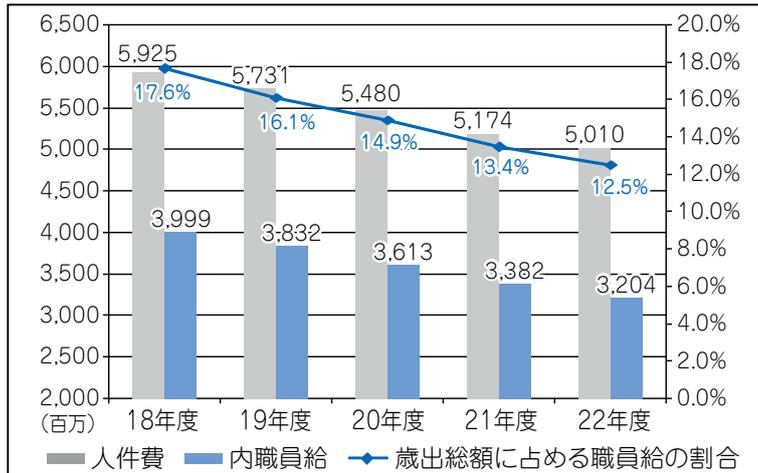
平成23年4月1日現在

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
志摩市	318,400円	368,560円	41.8歳	271,887円	297,748円	46.1歳
三重県	350,928円	452,590円	43.1歳	339,436円	393,105円	47.6歳

※給与とは、基本給である給料に諸手当を加えたものです。

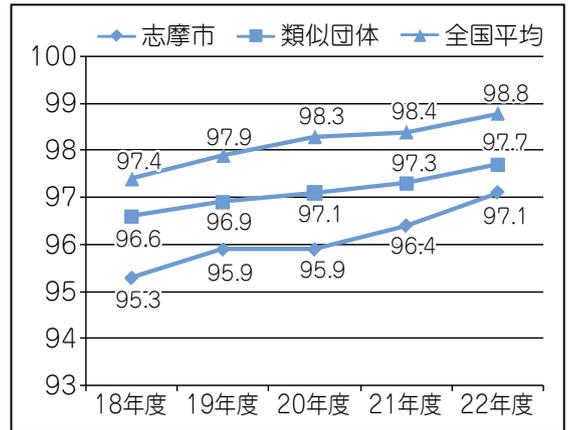


人件費の状況(各年度普通会計決算統計より)



※人件費には、市長、議員などに支給される給料、報酬などや共済組合などへの負担金が含まれます。

ラスパイレス指数の状況



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を平均したものです。

特別職の給与・報酬など

平成23年4月1日現在

役職	給料月額等	期末手当支給割合
市長	900,000円 (720,000円)	6月期 1.90月分
副市長	700,000円 (665,000円)	12月期 2.05月分
教育長	600,000円 (570,000円)	計 3.95月分
議長	495,000円	6月期 1.40月分
副議長	420,000円	12月期 1.55月分
議員	390,000円	計 2.95月分

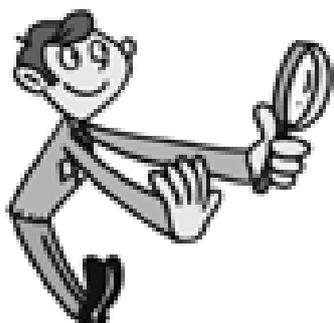
※市長については平成20年10月31日から平成24年10月30日までの間20%、副市長については平成20年11月7日から平成24年10月30日までの間5%、教育長については平成17年4月1日から平成24年10月30日までの間5%をそれぞれ減額しており、()内は減額後の額です。

※期末手当支給時に加算措置があります。
※教育長の期末手当支給割合には、勤勉手当分を含みます。

一般行政職の初任給

平成23年4月1日現在

区分	大学卒	高校卒
志摩市	172,200円	144,500円
三重県	178,800円	144,500円
国	Ⅱ種172,200円	140,100円



職員手当

平成23年4月1日現在

区分	内容		
扶養手当	配偶者	月額	13,000円
	配偶者以外の扶養親族	月額	6,500円
	配偶者のない場合の扶養親族1人目	月額	11,000円
	特定期間(★)の子 加算額	月額	5,000円
★…満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間。			
住居手当	借家居住者	最高支給限度額	
	月額の家賃が12,000円を超えるとき	月額	27,000円
通勤手当	交通機関(電車・バスなど)利用者	最高支給限度額	
	交通用具(自動車・バイクなど)使用者	月額	55,000円
		距離区分に応じて	
		月額	2,000~24,500円
期末・勤勉手当		期末	勤勉
	6月期	1.225月分	0.675月分
	12月期	1.375月分	0.675月分
	計	2.600月分	1.350月分
計 3.950月分			
※職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。			
退職手当		自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.50月分	30.55月分
	勤続25年	33.50月分	41.34月分
	勤続35年	47.50月分	59.28月分
	最高限度額	59.28月分	59.28月分
※定年前早期退職の場合、特例措置(2~20%加算)があります。 ※本市では、三重県市町村職員退職手当組合に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。			
前年度退職者1人当たりの平均支給額	自己都合	勤奨・定年	
	17.317千円	24.899千円	

※上記のほか、時間外勤務手当、特殊勤務手当、管理職手当などがあります。

懲戒処分者数

区分	懲戒の理由	免職	停職	減給	戒告	計
平成22年度	法令に違反した(交通事故等含む)	0	0	1	0	1
	職務上の義務違反又は職務を怠った	0	0	2	0	2
	全体の奉仕者にふさわしくない非行	0	0	0	0	0
	計	0	0	3	0	3

※懲戒処分とは、規律と公務遂行の秩序を維持することを目的に、職員が法令違反などの一定の義務違反に対し、道義的責任を問う処分です。

5. 職員の研修および勤務成績の状況(平成22年度)

研修の状況

市役所における自庁研修	メンタルヘルス研修、人権研修、食品衛生研修、交通安全研修、犯罪被害者支援地区研修、男女共同参画推進研修 他
その他研修機関による研修	階層別研修、法制執務研修、政策法務研修 他

今後も職員の能力向上のため、研修に関する基本方針を策定し、計画的に職員研修を行っていきます。

勤務成績の評定の概要

任命権者は、公務能率を増進させることを目的に、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講ずることとされています。

職員の能力や経歴、勤務実績などを総合的に評定することを通じて転任や昇任などを行い、適材適所の徹底を図っています。

平成22年度は事務職員・保育士・幼稚園教諭を対象に11月1日を基準日として勤務評定を行いました。

6. 職員の健康管理などの状況

労働安全衛生法に基づき、事業者責任として職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、全職員を対象に健康診断を実施しています。

7. 公平委員会の業務の状況

勤務条件に関する措置の要求の状況(平成22年度)

勤務条件に関する措置要求制度は、職員から勤務条件に関し、適当な行政上の措置を求める要求があった場合に、公平委員会が必要な審査をしたうえで判定を行い、事案の解決に当たるものです。

措置要求件数：0 処理件数：0

不利益処分に関する不服申立ての状況(平成22年度)

不利益処分についての審査制度は、職員から懲戒その他職員の意に反する不利益な処分を受けたとして審査請求があった場合、公平委員会が審査し、その結果に基づいてその処分を承認し、または取り消す判定を行うものです。

審査請求件数：0 処理件数：0

2. 職員の採用状況

職員の採用状況

平成23年4月1日採用

職種	採用人数			受験者数
	男	女	計	
事務職員	5	4	9	164
土木技術職員	1	0	1	7
文化財専門員	1	0	1	11
保育士	0	4	4	25
教諭	0	1	1	選考により
看護師	0	3	3	5
理学療法士	1	0	1	2
臨床工学技士	0	1	1	1
医師	0	1	1	選考により
計	8	14	22	

※職員の採用は、原則として競争試験によるものとされていますが、特殊な技術などを有する職の場合には、選考による採用を行うことができることとされています。

3. 職員の勤務時間、および休暇に関する勤務条件の状況

一般職の標準的な勤務時間

平成23年4月1日現在

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

※所属部署によっては、上記以外の勤務形態をとっていますが、1週間の勤務時間は38時間45分です。なお、市民課では毎週月曜日のみ19時まで窓口を延長し、住民票や税務証明書の一部など、各種証明書の発行業務を行っています。

年次有給休暇の取得状況 平成22年1月1日～平成22年12月31日

対象職員	一人当たり使用日数
794人	8.9日

※職員の有給休暇は、1年で20日与えられ、前年の休暇の残日数を最高20日繰り越して与えられるため、最高40日となります。

4. 職員の分限処分および懲戒処分の状況

分限処分者数

区分	分限の理由	免職	降任	休職	降給	計
平成22年度	勤務成績が良くない	0	0	0	0	0
	心身の故障	0	0	9	0	9
	職に必要な適格性を欠く	0	0	0	0	0
	刑事事件に関し起訴された	0	0	0	0	0
	計	0	0	9	0	9

※分限処分とは、公務能率の維持向上を目的に、職員がその職責を十分に果たすことができないなどの一定の事由がある場合に行う処分です。

志摩市 清掃センターからのお知らせ

年末のごみは 早めに出してください!!



年末の清掃センターへのごみの持ち込みは、大変混雑し長時間お待ちいただくことがありますので**12月中旬**ころまでの持ち込みにご協力をお願いします。

■年末・年始のごみ集積所の収集

年末は、12月28日(水)まで通常(ごみカレンダー)どおり収集します。
 年始は、1月4日(水)から通常(ごみカレンダー)どおり収集します。

- (注)●ごみ集積所には、志摩市指定ごみ袋を使用し、分別して決められた日時に出してください。
- 分別がしてなかったり、指定ごみ袋以外の袋に入れるなど、ルールが守られていないごみは収集しません。
 - 収集されずに残ったごみは地域の迷惑となります。ごみ出しルールを守っていただきますようお願いします。
 - ごみカレンダーは、市役所および各支所にあります。
 - 粗大ごみは、ごみ集積所には出せません。直接清掃センター又は最終処分場に持ち込んでください。

■年末・年始の清掃センターへのごみの持ち込み

年末は、12月28日(水)まで通常(ごみカレンダー)どおり持ち込み可能です。
12月29日(木)・30日(金)は、午前中のみ持ち込みが可能です。
 年始は、1月4日(水)から通常(ごみカレンダー)どおり持ち込み可能です。

受付時間

- 平日は午前8時30分から午後4時まで。
- 日曜日および12月29日・30日は午前8時30分から正午まで。
- 土曜日、祝日はお休みをいただきます。

(注)●産業廃棄物など引き取りができない物は持ち込みできません。
 ●ごみの持ち込みは、お住まいの地区の清掃センターに持ち込んでください。



	12月					1月				
	26日(月)	27日(火)	28日(水)	29日(木)	30日(金)	31日(土)	1日(日)	2日(月)	3日(火)	4日(水)
受付時間	午前8時30分 午後4時	午前8時30分 午後4時	午前8時30分 午後4時	午前8時30分 正午	午前8時30分 正午	休み	休み	休み	休み	午前8時30分 午後4時

* 分別方法、持ち込み方法等でご不明な場合、その他ごみ処理に関しては、お住まいの各施設まで問い合わせてください。

* 年末は問い合わせも集中しますので、余裕をもってご確認ください。

- 【浜島地区】 RDF施設エコフレンドリーはまじま ☎53-1410
- 【大王地区】 大王清掃センター ☎72-3718
- 【志摩地区】 志摩清掃センター ☎85-0983
- 【阿児地区】 阿児清掃センター ☎43-3714
- 【磯部地区】 磯部清掃センター ☎55-1167

志摩市 生活環境部 美化衛生課 ☎44-0229

ごみは、決められた分別、ごみ出しルールを守って出しましょう。

平成23年度上半期



市の財政状況をお知らせします

市の財政状況を市民の皆さんにご理解いただくため、「志摩市財政状況公表条例」に基づき平成23年9月30日現在の予算執行状況、平成22年度の決算状況などをお知らせします。

財政課 ☎44・0204 FAX 44・5252

◆一般会計の予算執行状況

〈歳入〉

(単位:千円)

区分	予算額	収入済額	(収入率)
市 税	5,585,552	3,274,667	(58.6%)
地 方 譲 与 税	174,700	51,421	(29.4%)
利 子 割 交 付 金	19,200	5,964	(31.1%)
配 当 割 交 付 金	6,000	3,891	(64.9%)
株式等譲渡所得割交付金	3,300	0	(0.0%)
地方消費税交付金	516,600	278,108	(53.8%)
ゴルフ場利用税交付金	74,900	25,969	(34.7%)
自動車取得税交付金	57,600	15,217	(26.4%)
地方特例交付金	69,316	69,316	(100.0%)
地方交付税	8,936,467	6,250,769	(69.9%)
交通安全対策特別交付金	4,000	2,154	(53.9%)
分担金及び負担金	211,041	100,978	(47.8%)
使用料及び手数料	388,422	191,604	(49.3%)
国庫支出金	2,740,166	1,119,013	(40.8%)
県 支 出 金	1,526,427	140,932	(9.2%)
財 産 収 入	44,529	32,766	(73.6%)
寄 附 金	2,242	2,227	(99.3%)
繰 入 金	298,380	7,740	(2.6%)
繰 越 金	714,724	714,724	(100.0%)
諸 収 入	658,956	259,331	(39.4%)
市 債	3,952,000	0	(0.0%)
合 計	25,984,522	12,546,791	(48.3%)

〈歳出〉

(単位:千円)

区分	予算額	支出済額	(執行率)
議 会 費	289,233	160,600	(55.5%)
総 務 費	3,736,449	1,527,727	(40.9%)
民 生 費	7,814,569	3,100,321	(39.7%)
衛 生 費	3,299,970	1,523,410	(46.2%)
農 林 水 産 業 費	562,454	152,111	(27.0%)
商 工 費	533,567	205,942	(38.6%)
土 木 費	1,760,493	521,310	(29.6%)
消 防 費	1,398,183	840,495	(60.1%)
教 育 費	3,196,481	1,321,374	(41.3%)
災 害 復 旧 費	1,062	0	(0.0%)
公 債 費	3,363,311	1,641,495	(48.8%)
予 備 費	28,750	0	(0.0%)
合 計	25,984,522	10,994,785	(42.3%)

※歳入・歳出予算額には、平成22年度からの繰越額を含みます。



◆市税の状況

(単位:千円)

科 目	予算額	調定額	収入済額	(対予算)	(対調定)
市 民 税	1,941,569	2,173,837	1,519,897	(78.3%)	(69.9%)
固 定 資 産 税	3,055,228	4,271,360	1,901,518	(62.2%)	(44.5%)
軽 自 動 車 税	138,751	174,245	134,719	(97.1%)	(77.3%)
市 た ば こ 税	328,228	201,287	201,282	(61.3%)	(100.0%)
特 別 土 地 保 有 税	1	23,314	0	(0.0%)	(0.0%)
入 湯 税	121,775	65,066	63,611	(52.2%)	(97.8%)
合 計	5,585,552	6,909,109	3,821,027	(68.4%)	(55.3%)

※税などを市の収入にしようとする場合において、その内容を調査して収入金額を決定する行為を調定といい、その決定した額が調定額です。この調定に基づき、納入義務者に対し納入通知書が発送されます。

◆特別会計の予算執行状況

(単位:千円)

会 計 別	予算額	収入済額	(収入率)	支出済額	(執行率)
国民健康保険特別会計	7,765,531	3,337,960	(43.0%)	3,043,198	(39.2%)
後期高齢者医療特別会計	1,087,033	470,392	(43.3%)	493,340	(45.4%)
介護保険特別会計	5,141,960	2,296,028	(44.7%)	2,139,631	(41.6%)
下水道事業特別会計	484,825	295,679	(61.0%)	200,964	(41.5%)
公共駐車場整備特別会計	21,708	1,525	(7.0%)	2,229	(10.3%)
住宅新築資金等貸付事業特別会計	14,514	7,947	(54.8%)	7,292	(50.2%)

「特別会計」…特定の目的のために設けられた別会計で、特定の財源で事業を行います。市町村の実情に合わせて独自に持つことができます。志摩市は6つの特別会計を持っています。

◆企業会計の予算執行状況

(単位:千円)

会計別	予算の種類	収入予算額	収入済額	(収入率)	支出予算額	支出済額	(執行率)
水 道 事 業	収益的収支	1,788,363	837,351	(46.8%)	1,517,297	326,827	(21.5%)
	資本的収支	1,744,019	1,527,193	(87.6%)	2,311,378	1,812,176	(78.4%)
病 院 事 業	収益的収支	1,333,787	768,825	(57.6%)	1,680,957	710,602	(42.3%)
	資本的収支	368,335	64,015	(17.4%)	368,335	142,240	(38.6%)

※収入・支出予算額には、平成22年度からの繰越額を含みます。

「企業会計」…会社などのように独立採算を基本として経営を行っている地方公営企業の会計です。志摩市では水道事業、病院事業がこれに当たります。

「収益的収支」…経営活動全般に関する収支をいいます。

「資本的収支」…施設の建設などに関する収支をいいます。

◆地方債現在高

区分	現在高(千円)	1人当り負担額(円)	1世帯当り負担額(円)
一般会計 (うち、合併特例債)	29,525,474 (10,484,913)	520,796 (184,942)	1,296,569 (460,430)
特別会計	3,938,741	69,475	172,964
企業会計	5,587,635	98,560	245,373
合計	39,051,850	688,830	1,714,906

※人口：56,693人、世帯数：22,772世帯（平成23年9月30日現在）

◆一時借入金残高

(単位:千円)

区分	借入残高
一般会計	0
特別会計	0
企業会計	200,000
合計	200,000

「一時借入金」…支払いなど一時的に資金不足になったときに金融機関などから借り入れるお金で、短期間で返済されます。

◆一般会計の決算状況（平成22年度）

〈歳入〉

(単位:千円)

区分	予算額	収入済額	(収入率)
市 税	5,600,654	5,767,194	(103.0%)
地方譲与税	186,131	186,131	(100.0%)
利子割交付金	19,845	19,845	(100.0%)
配当割交付金	9,603	9,603	(100.0%)
株式等譲渡所得割交付金	3,090	3,090	(100.0%)
地方消費税交付金	511,526	511,526	(100.0%)
ゴルフ場利用税交付金	73,841	73,841	(100.0%)
自動車取得税交付金	60,519	60,519	(100.0%)
地方特例交付金	94,871	94,871	(100.0%)
地方交付税	8,654,619	8,654,619	(100.0%)
交通安全対策特別交付金	4,506	4,506	(100.0%)
分担金及び負担金	221,438	211,902	(100.2%)
使用料及び手数料	375,069	394,782	(105.3%)
国庫支出金	3,575,977	3,168,059	(88.6%)
県支出金	1,551,632	1,504,831	(97.0%)
財産収入	69,517	69,719	(100.3%)
寄附金	7,618	7,941	(104.2%)
繰入金	343,170	319,068	(93.0%)
繰越金	648,865	648,865	(100.0%)
諸収入	601,772	628,233	(104.4%)
市債	4,543,800	4,178,000	(91.9%)
合計	27,148,063	26,517,145	(97.7%)

〈歳出〉

(単位:千円)

区分	予算額	支出済額	(執行率)
議会費	209,792	207,456	(98.9%)
総務費	4,574,829	4,448,471	(97.2%)
民生費	7,253,423	7,134,315	(98.4%)
衛生費	2,916,531	2,719,609	(93.2%)
農林水産業費	469,303	419,681	(89.4%)
商工費	577,759	515,719	(89.3%)
土木費	1,796,418	1,570,354	(87.4%)
消防費	2,706,602	2,450,067	(90.5%)
教育費	3,399,813	3,117,380	(91.7%)
災害復旧費	8,172	6,098	(74.6%)
公債費	3,209,968	3,208,628	(100.0%)
予備費	25,453	0	(0.0%)
合計	27,148,063	25,797,778	(95.0%)

◆特別会計の決算状況（平成22年度）

(単位:千円)

会計別	歳入決算額	歳出決算額
国民健康保険特別会計	7,919,540	7,318,583
老人保健特別会計	7,120	5,489
後期高齢者医療特別会計	1,030,663	1,022,285
介護保険特別会計	5,021,318	4,936,983
下水道事業特別会計	522,363	499,178
公共駐車場整備特別会計	2,481	1,091
住宅新築資金等貸付事業特別会計	20,166	18,186
公共用地取得整備特別会計	11,151	11,151

◆企業会計の決算状況（平成22年度）

(単位:千円)

会計別	項目	決算額	
水道事業	予算の種類	収益的収入	1,795,676
		収益的支出	1,681,285
		資本的収入	250,565
		資本的支出	631,841
	財務状況	当年度純利益	98,321
		固定資産現在高	11,395,493
病院事業	予算の種類	収益的収入	1,632,437
		収益的支出	1,652,091
		資本的収入	114,866
		資本的支出	114,864
	財務状況	当年度純利益	△22,062
		固定資産現在高	1,908,315



平成22年度の主要事業は次のとおりです。

- ・防災行政無線（同報系）設備整備事業
- ・民間保育所整備事業
- ・コンビニ収納システム導入事業
- ・景観計画等策定事業
- ・阿児文化公園整備事業
- ・小学校屋内運動場耐震化事業（片田小学校、国府小学校）
- ・波切小学校校舎改築事業
- ・学校校務情報化推進事業

シリーズ

稼げる！学べる！遊べる！

新しい里海の創生をめざして

No.9

環境学習の推進に関する取り組み
(学べる里海)

このシリーズでは、志摩市の産業は豊かな自然の恵みに支えられていることから、自然環境をしっかりと保全し、持続的かつ効率的に利用して行くことが大切であることについて説明してきました。

こうした考え方を、大人だけでなく志摩市の将来を担う子どもたちにも、しっかりと伝えて行くこうという、「学べる里海」の取り組みについてご紹介します。

「自然の恵みの大切さを知ると」

志摩市では、水産業や観光業など、豊かな自然環境を生かした産業が盛んである。

しかし、小さな魚を獲らないとか、大規模な土地の開発を抑制するといった自然を利用する上での規制を行うだけでは、豊かな自然の恵みを保全することは出来ません。

私たち市民一人ひとりが、この地域で生活する中で、自然環境にどのような影響を与えているのか、また、その影響を少なくするためには、何をしなければいけないのかについて学ぶことがとても大切になります。



市では、英虞湾や的矢湾といった海域ごとに環境を保全する取り組みの方向性を明確にし、進めて行きたいと考えています。

また、こうした方向性を学校教育や生涯学習の場を通じて、市民の皆さんと共有し、地域が一体となった取り組みを進める必要があると考えています。

「市内で行われている取り組み」

広報しま6月号で紹介した、県水産研究所が英虞湾で取り組んでいる干潟再生の研究では、干潟の環境が変わっていく過程を市民の皆さんにも実感してもらおうことを目的に、定期的に観察会などを開催しています。

また、9月号では、的矢中学校の生徒が、漁業者の皆さんと一緒に藻場の再生活動に取り組んでいることをご紹介します。

立神小学校では、地域の産業と海の問題をテーマとした授業を地域の人々と協力して継続しており、平成18年には環境大臣表彰を受賞しています。

その他にも市内の学校だけでなく、横山ビクターセンターや志摩自然学校などにおいて、地域の自然環境について学ばささまざまな取り組みが進められています。

皆さんもこうした取り組みに参加してみたいかがでしょうか。



干潟のいきもの調査

「世界的な環境問題 解決への貢献」

市の進める「新しい里海創生によるまちづくり」は、地域の自然環境を保全しながら、持続的・効率的な利用を図ることを目的にしていますが、同時に、現在世界的な取り組みが進められている「地球温暖化による急激な気候変動」や「生物多様性の急速な喪失」といった問題の解決にも貢献できるものと考えています。志摩市で行われている取り組みは、これから世界各国の自治体が共通に抱えている環境や経済の問題を解決するための先進事例として、注目を集めています。



英虞湾の干潟再生に関する発表
(県水産研究所)

世界中で行われるようになった真珠養殖が志摩市から始まったように、再び志摩市から世界の環境問題を解決できるような人材を育てることも「学べる里海」の役割です。

問い合わせ

里海推進室

44・0206

44・5262

satoumi@city.shima.lg.jp

防災シリーズその⑧

問い合わせ
地域防災室

☎ 44・0203 FAX 44・5252
✉ chikibosaisitsu@city.shima.lg.jp

新しい津波浸水予測(速報版)について

10月3日に県から、東北地方太平洋沖地震(東日本大震災を引き起こした地震)と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測図の速報版が発表されました。

今回は、この浸水予測図について、これまでにあった質問なども踏まえてお話しします。

速報版?

発表された浸水予測図は、速報版です。

まだまだ検証する要素がある中で速報版として発表されたのは、すべて終わるのを待っていたら相当な時間がかかることから、県独自で津波浸水予測調査を行ったからです。

今後、河川の遡上などの検証も行うため、浸水範囲や深さが変更する可能性もあります。

また、予測図に塗られている色の1ブロックは50mです。これは速報版ということで詳細な地形まで反映していないからです。

確定版は、今後、詳細な検証を行い、策定される予定です。

想定外?

東日本大震災はよく、「想定外」と言われていますが、今回の予測図でも、予測をする以上、必ず想定があります。

今回も、想定される一つの地震・津波モデルによる予測結果であり、これを超える地震や津波が来る可能性も十分にあるのでこの図を絶対的な安心材料にはいきけません。どこが絶対安全かは、誰にも断言できないからです。

この予測図は、東北地方太平洋沖地震と同じ、マグニチュード9.0の地震がこの地方で起きた場合の速報版の浸水予測図です。

防潮堤などの施設がある場合・ない場合

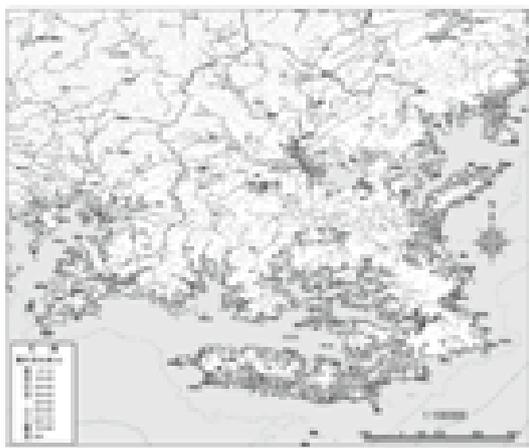
浸水予測図には「防潮堤などの施設がないとした場合」と「防潮堤などの施設を考慮した場合」の2図があります。防潮堤は、われわれを災害から守ってくれる大事な施設ですが、万能ではありません。

東日本大震災がそうであったように、堤防が完璧に機能するとは断言できません。

きません。したがって、堤防のない自然海岸とした場合、どの程度、浸水が及ぶのかをイメージした図が、「ないとした場合」です。

平成22年に市が各家庭にお配りしたハザードマップは防潮施設が機能しなかった場合の図です。

防潮堤などの施設がないとした場合の浸水予測図



詳細は地域防災室にお越しいただくか、防災みえ予測図一覧 http://www.pref.mie.lg.jp/D1BOUSA/tsunami/caution_and_list.htm をご覧ください。

特別企画(第2回)

「歴史から見る地震防災」

第1回では志摩町越賀大蔵寺にある「津波流倒記碑」をご紹介しましたが、今回は、阿児町甲賀妙音寺にあるもう一つの石碑「地震津浪遺戒」をご紹介します。

「津波流倒記碑」と同じように安政の東海地震の惨状と遺戒を伝えていますが、この石碑には、明応、宝永、享保、安永などの大地震の言い伝えがあったが、「其はただに昔話視せしが・・・」と、過去の地震を昔の話だと思つて重要視していなかったことの反省が記されています。

今こそ東日本大震災が起き、大津波があったことをただの昔話だと思つてはいないでしょうか、この先何十年か大災害が起きなければ「昔話視せしが」の繰り返しとなる恐れがあります。そうならないようにしっかりと子どもたちに伝えていきたいですね。



【地震津浪遺戒碑】

市国民健康保険加入の皆さんへ

高額療養費などの支給日を変更します

現在、高額療養費、療養費、葬祭費などは、毎月20日（土日祝日の場合は翌日）に支給しています。

しかし、全国的なシステムの改修に伴い、平成23年12月支給分から、支給日が毎月末営業日に変更されますのでご了承ください。

医療費の適正化には、皆さんの協力が重要です

医療機関の窓口で支払うのは医療費の一部です

医療機関で受診する際には、窓口で医療費の一部に相当する自己負担額を支払います。

ところが、実際にかかる医療費は、それだけでは済みません。残りの医療費（7割～9割）を保険者（市）が支払わなければなりません。

重複受診はやめましょう

重複受診とは、ある病気で、同時に

複数の医療機関にかかることをいいます。

医師は、患者の訴えや症状により、検査や治療を行います。病院を転々としてしまうと、それまでの治療は中断し、次の病院ではまた検査からやり直さなくてはいけなくなる可能性があります。これは、かえって病気を長引かせてしまうことになり、患者にとっても大きなマイナスになります。

薬や注射の重複による弊害も心配です。重複診療で必要以上の注射や、双方の医師から出された薬を服用するのは非常に危険です。

医師の治療などに疑問があるときや不安があるときは、そのことを医師に伝えて話し合ってみましょう。もし転院することになったとしても、治療データを提示してもらえば、次の診療で検査や薬の重複という危険が避けられます。

休日などの受診には、割増料金が加算されます

時間外、休日、深夜には、通常の料金に規定の割増料金が加算されます。やむを得ないとき以外は、こうしたことも考慮して受診しましょう。

医療費の支払いの財源は皆さんの保険税です

重複受診など同じ症状で、2つの医療機関を受診すると、通常の倍の額が請求されることになります。

保険税は、医療費の支払いの貴重な財源です。医療費が増えれば、保険税の値上がりにつながります。

かかりつけ医を持ちましょう

日常的な診療や健康管理などを行ってくださる身近なお医者さんのことをかかりつけ医と呼んでいます。ご家族でかかりつけ医を決めておくと大変便利です。

かかりつけ医のメリット

- ・待ち時間が比較的短く、受診の手続きも簡単です。
- ・入院や検査などが必要なときは、適切な病院を指示、紹介してもらえます。
- ・家族の病状・病歴、健康状態を把握しているため、もしものときは、素早い対応をもらえます。
- ・食事など、日常の健康管理のアドバイスをもらえます。

保険課

44・0213
44・5260

志摩市休日夜間応急診療所

場所 県志摩庁舎
(旧志摩保健所) 2階

電話番号 43・5899

診療科目 内科・小児科

診療時間

□印の日は夜間
19時30分～22時00分

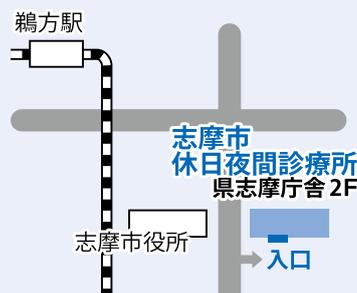
○印の日は昼間
(日曜・祝日診療の日)
9時30分～12時30分
13時30分～16時30分

12月

日	月	火	水	木	金	土
④	5	6	7	8	9	10
⑪	12	13	14	15	16	17
⑱	19	20	21	22	23	24
⑳	25	26	27	28	29	30
						31

1月

日	月	火	水	木	金	土
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦



※県志摩庁舎正面玄関前駐車場は使用できませんので、庁舎南側駐車場をご利用ください。

～集団検診のお知らせ～

現在申し込み受け付け中です。

マンモグラフィ(エックス線撮影)による乳がん検診・子宮頸がん検診

地区	とき	検診受付時間	ところ	定員	問い合わせ・申し込み先
大王	12月 6日(火)	13時～13時30分	いきいき館 水仙	子宮がん検診 30人	大王保健センター
		14時～14時30分		乳がん検診 20人	
				子宮がん検診 30人	
阿児	12月14日(水)	13時～14時30分	サンライフあご	子宮がん検診 60人/日	総合保健センター
	1月24日(火)	9時30分～11時		乳がん検診 40人/日	
		13時～14時30分		乳がん検診 40人/日 子宮がん検診 60人/日	

※集団検診のお申し込みは、申し込み開始日以降の平日 8 時 30 分～ 17 時です。定員になり次第、受け付けは終了しますので、ご了承ください。

- <持ち物> ・健康保険証（本人確認のため必ずお持ちください）
 ・健康手帳（40歳以上の人：お持ちでない人は発行します）
 ・バスタオル（乳がん検診のみ）
 ・三重乳がん検診ネットワークカード（以前に乳がん検診を受けられた人で、お持ちの場合）
- <自己負担額> 乳がん（マンモグラフィ）検診：1,200円 子宮頸がん検診：1,200円
 下記に該当する人は、すべてのがん検診が無料になります。
 ※70歳以上の人
 ※市の国民健康保険に加入している人
- <対象年齢> ・乳がん（マンモグラフィ）検診：40歳以上で偶数年齢の女性
 ・子宮頸がん検診：20歳以上で偶数年齢の女性

●●● 各種がん検診受診上の注意 ●●●

- ・対象年齢は、平成24年4月1日時点の年齢です。
- ・同じ検診を年に2回受診した場合は、2回目は全額自己負担になります。
- ・集団検診の結果は、受診日の約3週間後に自宅に郵送されます。



<問い合わせ>

総合保健センター ☎ 44・1105 FAX 44・1102 大王保健センター ☎ 72・5963 FAX 72・5964
 磯部保健センター ☎ 55・4011 FAX 56・0750

今年度より志摩市民病院でも乳がん検診が受診できるようになりました

自己負担額・対象年齢は集団検診と同じです。希望する人は、志摩市民病院までお申し込みください。
 （予約受付：月～金 14時～16時）志摩市民病院 ☎72・5555

女性特有のがん検診・大腸がん検診推進事業の対象の人へ

女性特有のがん検診大腸がん検診推進事業の対象は、下記の生年月日に該当となる人です。対象となる人へは、無料クーポン券を郵送しています。まだ受診をされていない人は受診してください。
 クーポン有効期限は大腸がん検診が平成24年1月30日まで、女性特有のがん検診が平成24年3月31日までです。

東日本大震災被災地支援

職員奮闘記

津波被害を繰り返さないように

下水道課 山崎 剛

8月30日からの21日間、気仙沼市鹿折中学校体育館避難所で業務支援を行ってきました。

気仙沼に到着し、避難所に向かうまでに、まず目に飛び込んできたのは、津波に襲われた地区の惨状でした。陽が沈み、街灯もないため薄暗いままの中で、車のライトに映し出されたのは、鉄骨がむき出しになった工場や基礎だけが残る住宅街であり、そしてその範囲のあまりの広さに言葉を失い、これほどまでに町のすべてを流してしまう波が、本当に押し寄せるのだろうか、実際の被害を見ても信じられないほどでした。

避難所では、仮設住宅の完成時期と重なったため、通常業務に加え、引越される人のお手伝いもさせていただきました。そういった中で、地震時のお話も聞かせていただき、多くの人がおっしゃっていたのが、「地震が起きたら、車で逃げるのではなく、近くの高い所へ早く逃げるように。」ということでした。また、「志摩に帰ったら、他の人にも伝えてよ。」という言葉もかけていただきました。

志摩市も津波と無縁ではありません。地形的にも多くが海に面しており、また、歴史的にみても実際に何度か津波に襲われ、多大な被害が出たことが過去の文献に記録されています。その一つを紹介すると、1854年に発生した安政東海地震の越賀村の記録には、「山のような高さ三丈(約9m)の大波が、矢のような速さで村に押し寄せた。」や「今後、地震があつたら、すぐに火を消して、高い所へ逃げるように。」という旨の記述があります。

そして最後は、「この記録を後世の人々のために残します。」という言葉で締めくくられています。今から157年前に、この志摩の地で被災した先人も、気仙沼の被災者も共通して言っているのは、「地震があつたら、すぐに高い所へ逃げる」とあり、この経験を「多くの人に伝えたい」ということであります。

実際に津波から逃れ、その恐ろしさを目の当たりにした経験を踏まえて、みんなに心構えがあれば、もう少し被害を防げたのではないかと悔しさと、このような辛い思いを二度と繰り返して欲しくないという願いがあるからではないでしょうか。

取り返しのつかない被害を防ぐため、どうか皆さんもご家庭や職場で、地震発生時の対処方法や避難場所について今一度話し合いをしていただきましたと思います。

東日本大震災支援業務を終えて

下水道課 東浦 純矢

10月1日から10月8日までの間、宮城県気仙沼市鹿折中学校避難所で避難所支援活動を行いました。

避難所支援活動では、避難所の清掃活動、避難住民への食事の準備、健康体操のアナウンスやレクチャー、支援物資の配布などを中心に活動を行いました。

当初、鹿折中学校避難所の開設時には、800人を超す住民が避難されており、気仙沼市職員は2階の通路で寝泊まりをしていたとのことでしたが、現在の避難者数は10人と少なくなったため、避難住民と同じ一階部分で寝泊まりをしていました。

東日本大震災から約7か月が経過し、避難されている住民が少なくなつたことや、これから冬を迎え、寒さが一層厳しくなるため、暖房設備がある気仙沼公民館に統合の協議があり、避難住民の了承も得られたために、11日に閉所が決まりました。閉所決定後、通常の避難所支援活動を行いつつ、支援物資の搬出や仕分け作業、布団などの片付け、窓や体育館内の清掃作業などの閉所に向けた作業を行いました。

閉所後は、10月16日までの間、気仙沼市役所での業務支援に移り、り災証明書発行や、税務証明書発行などの手伝いを行いました。現在でも、多く

の人が、り災証明の発行に訪れ、改めて被害規模の大きさを実感させられました。

現場を見に行く機会をいただき、津波による大きな被害を受けた南三陸町や気仙沼港、岩手県の陸前高田市の被災現場を目の当たりにし、言葉を失いました。街中にまで漁船が流され、そのまま残っている現場や、未だガレキが山積みになっている場所も沢山あり、復興には支援の手を緩めず、継続的な支援活動が必要だと痛感しました。

今回の支援業務を通じて、志摩市も決して他人事ではないと感じます。東海地方をはじめとする西日本でも30年以内に大地震が発生する可能性が高く、災害が発生した場合に備え、いかに被害を少なく出来るか東日本大震災の教訓から対応策を協議し、どのように行動すればよいのか、地域や家庭で考えていかなければならないと思いました。



地震に備えて 住宅内の家具を無料で固定します

市では、家具固定事業の申し込みを受け付けます。この事業は、地震対策として自力で家具固定を行うことが困難な世帯を対象に、住宅内の家具固定（転倒防止金具の取り付け）を無料で行うものです。

1. 対象世帯

市に住所があって、次のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ① 満 65 歳以上の高齢者のみの世帯（65 歳未満の人と同居の場合は、対象となりません。）
- ② 身体障害者手帳の交付を受けている障がい者のみの世帯
- ③ 療育手帳を受けている知的障がい者のみの世帯

※昨年度以前にこの事業をご利用いただいた世帯を除きます（この事業をご利用いただけるのは、1 世帯 1 回です）。

※募集数は 100 世帯（先着順）です。

2. 申込期間

12月1日（木）から12月22日（木）までの
平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで

3. 費用

無料です。

※ 1 世帯につき家具の数量 3 台まで



広報用イラスト応募作品「防災」
むらたあらし
村田嵐さん(阿児町 小4)



4. 申込方法

裏面の申込書に必要事項を記入し、地域防災室または各支所にご提出ください。

※申込書は、提出先（地域防災室または各支所）にもあります。

市ホームページ（<http://www.city.shima.mie.jp/shinseisho/>）からダウンロードすることもできます。

5. その他

- ① 借家などにお住まいの場合は、所有者の承諾が必要です。
- ② 家具固定を行う世帯へは、事前（1 月下旬～2 月上旬ごろ）に市が委託した事業者が下見・打ち合わせにお伺いします。
 - その際に家具固定日（2 月中旬以降）の打ち合わせをします。
 - 現場の状況などによって家具固定できない場合があります。また、テレビ・冷蔵庫などの電化製品など、対応できないものもあります。
- ③ 家具固定の当日は、在宅し、立ち会いをお願いします。

問い合わせ 地域防災室 ☎ 44・0203 FAX 44・5252

●●●●●●●●●● 家具の転倒防止を ●●●●●●●●●●

阪神・淡路大震災で亡くなった人の 8 割以上は家屋の倒壊や家具の転倒などによる圧迫死でした。また、けがをした人の半数近くは、家具の転倒によるものでした。地震に対する備えとして、家具を固定することは有効な対策です。

様式第1号（第5条関係）

平成23年 月 日

（あて先）志摩市長 様

申請者 _____

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

電話番号 _____ - _____ - _____

災害時要援護者宅家具固定事業申込書

志摩市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、家具の固定を受けたいので、次の事項を承諾した上で申し込みます。

1. 家具の固定は、地震災害時の転倒防止を完全に保証するものではありません。従って、市は、固定した家具の転倒による被害の損害賠償の責任は負いません。
2. 申請者が家具の固定作業完了の確認したものに対して、その後、市及び施工者は、一切責任を負いません。
3. 借家又はアパートにお住まいの方が申込みをする場合は、借家又はアパートの所有者又は管理者の承諾が必要です。ただし、公営住宅にお住まいの方は、公営住宅を管理する部署と協議をして下さい。
4. 借家、アパート又は公営住宅を退去する場合、金具等の取り外しは、自己責任で行ってください。
5. 家具固定事業の利用は、1世帯につき1回限りとし、固定することができる家具の数量は、3台までとします。

記

住 宅 の 所 在 地	志摩市 町
住 宅 の 種 類	持 家 借 家 アパート 公営住宅
住 宅 所 有 者	
家主等の承諾（住宅の種類で持家、公営住宅以外に該当する場合）	<p>上記申請により、家庭内家具を固定するため金具等により家屋（柱、壁、床等）に固定することを承諾します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所有者又は管理者 住 所</p> <p>氏 名 印</p>
家具固定実施希望日	年 月 日

同意書

私は、志摩市災害時要援護者宅家具固定事業実施要綱に定める対象者であることを確認するために、市が私及び私の世帯の個人情報（住民基本台帳、税情報等）について照合を行うことに同意します。

氏 名 印

整理番号

志摩市民病院臨時職員募集

志摩市民病院では次の臨時職員を募集します。電話にてお問い合わせください。(ただし、土・日・祝日は除く)

応募資格など

1. 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない人
2. 通勤可能であること
3. 勤務条件 社会保険・雇用保険加入、通勤手当、有給休暇、公務災害補償

看護師	診療放射線技師(女性)	臨床工学技士
業務内容 病院内の看護業務	業務内容 病院内の診療放射線撮影業務およびマンモグラフィ撮影業務	業務内容 病院内の臨床工学技士業務
賃金など 看護師の場合 日額 10,000円 時給 1,300円 准看護師の場合 日額 9,000円 時給 1,170円 期末手当…勤務状況により支給	賃金など 日額 9,000円 時給 1,170円 期末手当…勤務状況により支給	賃金など 日額 9,000円 時給 1,170円 期末手当…勤務状況により支給
資格 看護師免許・准看護師免許を有する人	資格 診療放射線技師免許を有する女性技師 (厚生労働省が推進するポジティブ・アクションへの取り組みによる。)	資格 臨床工学技士免許を有する人
勤務形態 常勤、三交替勤務(7時間45分)、パート勤務可能(要相談のうえ決定)	勤務形態 常勤、パート勤務可能 (要相談のうえ決定)	勤務形態 常勤、パート勤務可能 (要相談のうえ決定)

問い合わせ 国民健康保険志摩市民病院 管理係 ☎ 73・8877 FAX 72・5556

「新しい里海創生」に向けた取り組み・アイデアを募集します

市では、さまざまな生き物が育つ豊かな自然環境を保全・再生し、「稼げる、学べる、遊べる、新しい里海創生によるまちづくり」を進めています。

「新しい里海」のイメージについては、これまで「里海読本」や本紙に連載中の里海シリーズでお伝えしていますが、今後こうしたまちづくりを進めるための具体的な取り組みのアイデアを募集します。

皆さんからお寄せいただいたアイデアは、現在策定中の「志摩市里海創生基本計画」や具体的な事業計画を策定する上での参考資料として活用させていただきます。

応募方法

住所、名前、電話番号とともに

①具体的な取り組みの概要 ②取り組みの実施方法 ③期待される効果

を簡潔に記載して、郵便、ファックスまたは電子メールなど、書面にて里海推進室までお送り下さい。様式は任意です。

募集期限 12月20日(火)まで

応募先・問い合わせ 里海推進室 ☎ 44・0206 FAX 44・5262 ✉ satoumi@city.shima.lg.jp



市長コラム Vol.36

救命胴衣 (PFD Personal Floating Device) パーソナルフロートイングデバイス

市では子どもたちの津波被害への対策の一環として、中学校・小学校・幼稚園などにライフジャケットを防災用品として備えることを考えております。国県の識者や防災担当の方々はもちろん、このたび磯部郷土資料館で特集を組みましたように、これまでの地質調査や過去の文献をかんがみると、私たちの住むこの地域には、約90年から150年の間隔で大きな地震が発生しており、大きな津波被害が当時の文献に数多く報告されております。そしてこの自然の時間軸を参考にすると、ここ数年か数十年の内に、必ず東海地震、東南海地震、南海地震またはそれらの連動型地震が発生し、大きな津波がこの地域を襲うであろうと予測されます。

今回の東日本大震災での津波被害は、テレビ報道で見られるようにきわめて凄惨で沢山の人命が失われました。その様子は決して他人事ではなく、地震による津波被害が、明日は我が身と言ふことを、私たちに強く自覚をさせました。そして近い将来、発生するであろうこの津波被害を、少しでも軽減できるように、いま沢山の提案や、行動をもって、各自治会や地域の方々から、各種の要望が出されております。

そして子どもたちを持つ保護者の方々からは、学校や幼稚園、保育所での、修学時間中での避難や、安全対策について、特に生き延びることへの強い要望が届いております。そこで市では子どもたちの津波被害への対策の一環として、中学校・小学校・幼稚園などにライフジャケットを防災用品として備えることを考え、実現を図っております。

これは第一に津波から真剣に子どもたちの命を守るため、そして配置後はこのPFDの装着訓練を数多くこなすことで、命を承らえる姿勢と防災への意識付けを行おうとするものです。そして第二には、東日本大震災直後は津波被害に対して敏感なほどの関心を持っていたにせよ、私たちは時間の経過とともにその意識は薄らぎ風化させてしまい、時には一時失念するかもしれない、そういうことを防ぐため、子どもたちが防災訓練やPFD着脱訓

練の話を常に各家庭に持ち帰り、話することで、家庭内はもちろん地域の防災減災への取り組みの関心を高め、持続的に、地域の防災減災力を高め、市民個々の救命率を高めようとするものです。

また第三には、子どもたちが夏の海水浴や、海辺での里海体験にも使っていただき、普段からの海難にそなえていただくとうするものです。

また、あつてはならないことですが、第四には、万が一、津波が襲来して子どもたちが流された時には、浮いことで、捜索や発見が早くできることです。

それともう一つ、大切なことは津波で流された時でも、浮くことによつて着用していた場合の生存率は8割近くになるといふことです。ですから、このPFDの教育施設への配置は本当に意味のあることだと確信をしていますので、ぜひとも実現をさせていただきたいと思ひます。

そして、どうか市民の皆さんも、東日本大震災からの教訓と、幾度かの防災訓練、防災講話を心の中に置いて頂いて、居住しているまわりの状況、避難場所、避難経路などを再確認していただき、「最初の避難者になること」と、災害初期には、「自分の身と自分の家族は自分で守る」を原則に、防災知識を高めていただき、備えあれば憂いなしで、災害を最小限にとどめる「防災

から減災へ」へのご努力とご協力をお願いします。

市長 大石 秀和

平成23年度「知事と市長との1対1対談」

知事と市長とが、共通した認識の上で住民サービスの向上や市との連携の強化を図ることを目的として対談を開催します。対談は『公開』となりますので、傍聴を希望される人は13時20分までにご入場ください。

とき 12月17日(土)13時30分～14時30分
ところ 志摩市役所 4階会議室

問い合わせ 企画政策課
44・0205 FAX 44・5252
kikakuseisaku@city.shima.lg.jp

400ml献血にご協力ください

とき	ところ
12月14日(水)	10時～10時50分 ホンダカーズ伊勢志摩 鷺方店
	12時20分～13時 藤和電子 株式会社
	13時30分～16時 志摩市役所

対象は、年齢18歳～64歳で体重50kg以上の人です。
※男性のみ、17歳の人でも対象となります
※65～69歳までの人は、60～64歳までの間に献血経験がある人に限られます

選挙管理委員会からのお知らせ

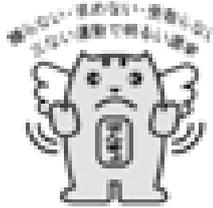
市選挙管理委員会

☎ 44・0201

FAX 44・5252

12月は、県選挙管理委員会の「明るい選挙推進強調月間」です

政治家の寄附などについて、次の行為は禁止されています。ルールを守ってきれいな選挙を実現しましょう。



一、政治家の寄附の禁止

政治家（候補者、候補者となろうとする者および公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区域内にある者に対して寄附をすること（政党や親族に対するものおよび政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます）は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

二、政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

三、政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員、構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。

四、後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

五、年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すこと

が禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれます。）を出すことは禁止されています。

六、あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請

毎年、申請に基づいて農業委員会委員選挙人名簿が作られています。

名簿に登載漏れになると、投票することができません。次に該当する人は、必ず定められた期間内に申請してください。

選挙権・被選挙権を有する人

次の3つの要件をすべて備えている人

- ①志摩市に住所を有する人
- ②年齢が20歳以上の人
- ③次のいずれかに該当する人
 - ア. 10アール以上の農地で耕作を営む人
 - イ. 上記のアの人の同居の親族またはその配偶者で、年間おおむね60日以上農業に従事する人
 - ウ. 10アール以上の農地で耕作を営む農業生産法人の組合員、社員または株主で、年間おおむね60日以上農業に従事する人

申請の基準日

平成24年1月1日（日）

申請期間

平成24年1月1日（日）～10日（火）

※昨年の名簿に登載されている人には、12月中に申請用紙をお届けします。

申請書の提出先

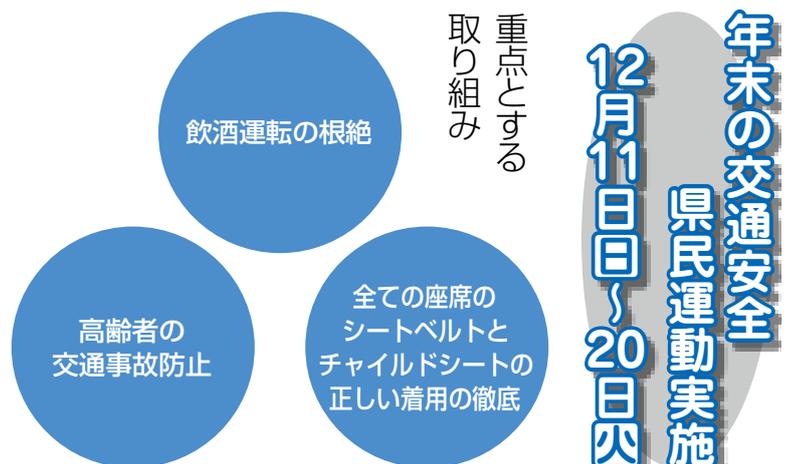
市農業委員会事務局または各支所・連絡所

年末は、交通量の増加や年末特有のあわただしさ、日没時間が最も早くなるなどの事情により事故の発生が懸念されます。

当運動を機に今一度、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を心がけ、安全運転に努めましょう。

また、忘年会シーズンとなり飲酒の機会が多くなりますが、「飲酒運転は犯罪」です。また悲惨な事故を引き起こすことも懸念されます。

飲酒運転の危険性や責任の重大さを話し合い、飲酒運転は絶対しない、させないようにしましょう。





第1回伊雑宮 調献祭のしらべ 10月25日

磯部町上之郷で、都市計画マスタープランによる「地区構想（まちづくり構想）」の策定を進める「伊雑宮周辺地区構想市民協議会」が、伊雑宮に「にぎわい」を取り戻す活動として、調献祭の日にあわせて、剣山啓助さんとルナのメンバーによる二胡の演奏と踊りによる、奉納コンサートを実施し、約130人の皆さんが二胡の演奏を楽しみました。



波切小学校サツマイモ収穫体験 10月28日

波切小学校6年生の児童たちが障がい者支援施設はばたきを訪れ、障がいをもつ人たちの労働について学び、交流を深めようとサツマイモの収穫作業を体験しました。大きく育ったサツマイモをひとつひとつ丁寧に土から取り出し、約2時間の作業でおよそ1トンを収穫しました。子どもたちは「働く事は大変だけど、貴重な体験が出来て楽しかった。」と話し、額に汗をにじませながら作業に取り組みました。



ミズノクラシック 11月4～6日

全米女子ゴルフ協会の公式戦である「ミズノクラシック」が、近鉄賢島カンツリークラブで開催されました。今大会では、3ホールのプレイオフを制した上田桃子選手が、2007年以来2回目のミズノクラシック優勝を飾りました。

上田選手には優勝の副賞として志摩市から真珠のネックレスが贈られました。



ええじゃんかまつり 10月15日

阿児アリーナ周辺で、第17回ええじゃんかまつりが開催されました。

祭りでは、保育所、幼稚園の子どもたちによるチビッコええじゃんか踊りや、ええじゃんか踊りコンテストが開催され、来場者を楽しませました。



市観光ガイド養成講座 10月16日

市観光協会では、志摩を訪れる観光客に知識だけでなく、奥深さや魅力を伝えることを目的とした「志摩市観光ガイド制度」に向けた取り組みを進めています。その一環としてガイド希望者を集めた勉強会が16日から始まり「磯部編」が開催されました。



第61回真珠祭 10月22日

阿児町神明賢島で、第61回真珠祭が開催されました。真珠祭では、真珠を育てる真珠貝の供養祭が行われ、参列者は美しい真珠を育みそして短い生涯を終えた真珠貝に改めて感謝しました。

また供養祭の後、関係者やミス伊勢志摩による真珠貝と真珠玉の放生が行われました。



立神地区火災予防広報パレード 11月10日

阿児町立神で、自治会や立神保育所の子どもたちによる火災予防広報パレードが行われました。

パレードでは、子どもたちが「火の用心の唄」に合わせて拍子木を打ちながら、地区内に火災予防を呼びかけました。パレードの後は、児童公園で火災予防の遊戯を披露しました。



アサリ放流とおおさ養殖体験 11月12日

干潟の再生活動を行っている阿児町立神で、アサリの放流とおおさ養殖の網張り体験が行われました。

市内外の親子ら 20 人が参加し、シーカヤックに乗ってアサリの放流とおおさ養殖の網張りを行いました。



阿児アリーナ20周年記念事業 三重ジュニア管弦楽団in阿児アリーナ 11月5日

阿児アリーナ開館 20 周年を記念して、三重ジュニア管弦楽団と市立文岡中学校吹奏楽部によるコンサートが開催されました。

当日は、コンサートのほか、市文化協会阿児支部主催の阿児文化祭の作品展示、あごお茶お花会の子どもたちによる抹茶と茶菓子の振る舞い、結成 20 周年を迎えた英虞海神太鼓の演奏など、多彩な催しが行われ、多くの来場者で賑わいました。



男女共同参画学習会 11月8日

片田中学校で、理系の研究分野で活躍する女性研究員 3 人を講師に迎え、学習会を開催しました。講師の方々には、仕事をする意味や生き方、自身の研究内容などについてお話をいただき、生徒は講師のお話に熱心に耳を傾けていました。



一般コミュニティ助成事業

（財）自治総合センターでは、宝くじ普及広報事業の一環として、一般コミュニティ助成事業を実施しています。



太鼓で地域を活性化

阿児町甲賀自治会は、今年度この事業の助成を受け、住民同士の連携と自治意識の向上を目的として太鼓などを購入しました。

甲賀自治会では、新しく購入した太鼓により、自治会活動の活性化に繋げていきたいとのことです。



地域の伝承太鼓を子どもたちに

磯部地域で子どもたちに伝承太鼓を教えている磯部楽打天晴倶楽部では、この事業の助成を受けて太鼓を購入しました。新しい太鼓で、地域の伝統を次世代に伝える活動の活性化が期待されます。



すくすくランド

12月の子育て支援事業のご案内



事業	とき		ところ
育児サークル こえびちゃん	毎週 火・木・土	10時～11時30分	浜島生涯学習センター ☎53・1511
育児サークル わらじっこ	毎週 火・金	9時30分～11時30分	大王第三保育所 ☎72・2264
園庭・遊戯室 開 放	毎週水曜	9時～11時	浜島保育所 ☎53・1220
	毎週火曜	9時～11時30分	大王第三保育所 ☎72・2264
	15日(木)	9時30分～11時30分	志島保育所 ☎45・2215
園庭開放	毎週水曜	9時30分～11時30分	布施田保育所 ☎85・4904
	改修工事期間中、お休みです。		
	8日(木)	9時30分～11時	ひのぞが丘保育所 ☎55・0577
	22日(木)		ひまわり保育所 ☎55・0177
	毎月 第1木曜		下之郷保育所 ☎55・2347

※和具保育所園庭開放は、改修工事期間中、お休みになります。くわしくは、和具保育所にお問い合わせください。

志摩子育て支援センター ☎85・0940

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時 13時～16時
子育てサロン		9時～12時 13時～15時

子育て支援センターわくわくの森 ☎44・1117

事業	とき	
センター開放	毎週月～金	9時～11時30分 13時～15時30分
育児相談		
園庭開放		

磯部子育て支援センター ☎55・1741

事業	とき	
育児相談	毎週月～金	9時～12時 13時～16時
子育てサロン		9時～12時 13時～15時
ひよこクラブ (0・1歳、2歳以上)	19日(月)	10時～11時30分

※いずれの事業も開催日が祝日の場合はお休みです。

じんけんコーナー 82

男女共同参画社会は、女性優位の社会なのか

生涯学習人権教育課 ☎44・0339

FAX 44・5263

男女共同参画社会は男性と女性が共に豊かな生活ができることをめざしたものです。

男女雇用機会均等法も同じ観点に立って制定されてきました。90年代後半の改定均等法では、女性の保護規定(労働時間の面など)を緩め働きやすいようにするとか、職場でのセクシャル・ハラスメントへの罰則規定を設けるなど女性の人権への配慮が盛り込まれてきました。

しかし、「これでは女性ばかりが優位の社会になるのでは」といった声も聞かれます。こういった意見の背景には、これまでの男性優位社会の中での考え方へのこだわりがあるのかもしれない。

女性の人権について考えるには、雇用形態や労働条件に目を向ける必要があります。このことは、「貧困問題」にもつながります。

最近の統計では33.2%で、3人に1人が非正規雇用者です。男性は、5人に1人の割合ですが、若い層では3人に1人と高くなっています。いまや

働く女性は半分以上が非正規雇用だそうですね。

日本では正社員同士の賃金を比べてみても、女性は男性の67%しか、達していないそうです。このことは国連の女性差別撤廃委員会で毎年問題になっています。契約社員やパート・派遣においても、男性の賃金のほうが高くなっていくケースが多く、男女間において、このような差別構造が存在しています。

では、なぜこれまで女性が非正規雇用やパート労働者が多く、低賃金が問題にならなかったのでしょうか。

「夫が正社員として働き家族を養っているので、小遣い程度の賃金でいいだろう」という社会の見方や、いわゆる主婦年金といわれる※「第3号被保険者」が絡んできます。

ほかに、日本の場合は、女性が再び働きはじめるとなったら非正規雇用が非常に多く、安定した収入が得られない状況があります。

「男女共同参画社会」も「男女雇用機会均等法」も根本的な考え方は、男女とも安心して労働でき、豊かな生活が送れることにあります。

※第3号被保険者

サラリーマンの妻で専業主婦は「第3号被保険者」として、自ら保険料を払わなくても年金が受け取れる。

図書館だより

新しく入った本を紹介します（★は児童書です）



ハロワ！

くぼでらたけひこ
久保寺健彦／著【小説】

次々訪れるワケありの求職者たち。めんどくさいけど、憎めない！ハローワーク宮台で相談員として働く28歳・沢田の奮闘を描く、8編の“お仕事”小説。



★きみにもできるよ！お片づけのコツ 1 学校編

だいもんくみこ
大門久美子／文【生活】

片づけができないことで失敗してしまう男の子を主人公にしたマンガを交えて、片づけの大切さとコツを紹介。



間接侵略に立ち向かえ！

たもがみとしお
田母神俊雄／著【社会】

経済ではアメリカ式の株主資本主義、文化では韓流ブーム、そして日本の土地を買い占める中国人。間接侵略で国が乗取られようとしている現状を解説する。



★おおきいちいさい

もとながさだまさ
元永定正／さく【絵本】

大きい丸と小さい丸、大きな四角と小さな四角…。「大きい」と「小さい」をテーマに、ユニークな形と鮮やかな色彩で描いた絵本。

イベント案内 ※12月3日～1月14日までのイベントをご案内します

館室名	とき	内容
市立	12月10日(土) 13時～15時	「よみきかせが上手になりたい！」乳幼児向けおはなし会のすすめ方 子どもは本を読んでもらうのが大好きです。ちょっとした工夫やコツを知って、楽しいおはなし会をひらきませんか。(大人対象・要予約)
	12月17日(土) 11時～12時	おはなし会クリスマススペシャル ～音楽とおはなしの世界へ～ 影絵やブラックシアターなど、いつもとはちょっと違ったおはなし会。
	12月26日(月) 11時～	おはなし会(赤ちゃんむけ)
	1月7日(土) 11時～	おはなし会
	1月14日(土) 14時30分～15時35分	本とあそぼう 全国訪問おはなし隊 楽しい「おはなし(絵本や児童書)」をたくさん載せたキャラバンカーがやってきます。キャラバンカーの見学とおはなし会があります。
志摩	12月3日(土) 13時30分～16時	手作りミニリース教室(要予約)
	12月24日(土) 14時30分～	よみきかせかい
	1月11日(水) 11時～	よみきかせかい(赤ちゃんむけ)
	1月14日(土) 10時30分～11時35分	本とあそぼう 全国訪問おはなし隊(内容は市立と同じ)
磯部	12月10日(土)～11日(日) 9時30分～17時30分	図書・雑誌リサイクルフェア
	12月17日(土) 13時30分～	古文書学習会

カレンダー (12月11日～1月14日まで)

日	月	火	水	木	金	土
12/11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31
1/1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14

○市立図書館休み △志摩・磯部・大王・浜島休み
□全館休み
※12月28日～1月4日は、年末年始のため休館します。



おはなし隊 キャラバンカー

知っていますか？

借りている図書館の本は、来館しなくても、電話で延長することが出来ます。(※延滞、予約がある資料はできません。)

◆磯部郷土資料館・磯部図書館 臨時休館のお知らせ◆

施設移転のため郷土資料館は1月5日(木)から、図書室は2月1日(水)から休館します。ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

なお、図書室の開館は4月1日(日)を予定しています。郷土資料館については広報などで改めてお知らせします。

非木造の冷蔵倉庫用家屋を探しています

平成24年度から固定資産評価基準の一部が改正され、一定の要件を備える冷蔵倉庫用家屋について、一般の倉庫に比べて評価額が早く、減少する計算が適用されます。

このため、市では市内に所在する冷蔵倉庫用家屋の確認を行っています。市内に次の要件を備える冷蔵倉庫用家屋を所有する人は、課税課まで連絡をお願いします。

◎対象となる冷蔵倉庫の要件（次の要件すべてにあてはまるもの）

- 木造以外の倉庫用建物であること
- 倉庫の保管温度が冷蔵設備によって常に10℃以下に保たれていること
- 建物自体が冷蔵倉庫（事務所など冷蔵倉庫以外で使用している部分がある場合、床面積の50%以上が冷蔵倉庫）であること
- プレハブ式冷蔵庫や業務用冷蔵庫でないこと

問い合わせ 課税課 ☎ 44・0211

FAX 44・5260

家屋を取り壊していませんか

固定資産税は、その年の1月1日現在に土地・家屋・償却資産を所有している人に課税されます。

家屋を取り壊した人で、滅失登記（法務局）や届け出（課税課）をしていない人は、早めに届け出てください。

また、売買や相続などによる未登記家屋の名義変更をしていない人は、12月28日（水）までに届け出をしてください。

問い合わせ 課税課 ☎ 44・0211

FAX 44・5260

公的個人認証サービスをご存知ですか？

公的個人認証サービスとは

国税の電子申告（e-Tax）などオンラインによる行政手続きの際、本人確認手段として利用できる電子証明書を発行するサービスです。市では、市民課窓口で発行申請を受け付けています。

毎年1月～3月の確定申告時期は、窓口が混み合いお待ちいただく場合があります。電子証明書の取得は余裕をもってお願いします。

電子証明書の発行を受けるためには準備するもの

- 住民基本台帳カード（お持ちでない人は、あらかじめ市民課で申請が必要です。）
- 本人を確認できる写真付きの官公署が発行した証明書（例：顔写真付きの住民基本台帳カード、運転免許証）
- 発行手数料（500円）

発行窓口

市民課（各支所では手続きできませんので、ご注意ください。）

発行時間

9時～16時45分

電子証明書を利用するためには

インターネットに接続できるパソコンと、ICカードリーダーライターを準備していただく必要があります。

公的個人認証サービスポータルサイトでは、ICカードリーダーライターの情報など、サービスに関するさまざまな情報を掲載しています。

<http://www.jpki.go.jp/>

発行された電子証明書は、住民基本台帳カードの中に格納されます。

電子証明書の有効期間は3年です。すでに取得済みの人も、電子証明書が失効していないか確認をお願いします。（公的個人認証ポータルサイトでも確認できます。）また、有効期間内であっても、住所や氏名など証明内容に変更があった場合は失効してしまいます。更新手続きについては、新規申

請時と同じ手続き（発行手数料も含む）が必要となりますのでご注意ください。

※住民基本台帳カードに記載されている有効期限（10年）は、電子証明書の有効期限ではありませんので、確認の際にはご注意ください。

問い合わせ 市民課 ☎ 44・0210

FAX 44・5260

市民課窓口延長日

12月の月曜日

（5日・12日・19日・26日）

市民課窓口時間を19時まで延長し、住民票や税務証明書の一部など各種証明書の発行業務を行います。

問い合わせ 市民課 ☎ 44・0210

FAX 44・5260



広報用イラスト応募作品「クリスマス」
しほあやか 柴原彩花さん（小5）

北朝鮮人権侵害問題 啓発週間

毎年12月10日から16日までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

わが国の非常に重大な国民的課題である拉致問題をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題について、関心と認識を深めていくことが大切です。

問い合わせ

津地方法務局伊勢支局

☎ (0596) 28・6158
FAX (0596) 28・6159

人権問題について 考えましよう

国連総会で世界人権宣言が採択された12月10日は「世界人権デー」です。このことから、12月4日から10日を「人権週間」とし、各種の啓発活動が行われています。

あなたの家庭や職場などでは、人権が尊重されていますか？

この機会に人権問題について考えてみましょう。

問い合わせ

人権啓発推進課

☎ 44・0227
FAX 44・5261

志摩市消防出初式

とき 平成24年1月4日(水)

式典開始 9時30分(予定)

一斉放水 11時30分(予定)

ところ 式典 志摩文化会館
一斉放水 越賀漁港

問い合わせ

地域防災室

☎ 44・0203
FAX 44・5252

志摩市成人式を 開催します

とき

平成24年1月8日(日)

受付 9時30分～ 開式 10時30分～

ところ

志摩文化会館(志摩町和具535番地)

対象

新成人(平成3年4月2日～平成4年4月1日生まれ)の皆さん

託児

託児あり(新成人の人で託児を希望される人。事前申し込みが必要です。)

駐車場

主に志摩B&G海洋センターが駐車場となります。当日はシャトルバスを運行します。くわしくは新成人の対象となる人に12月上旬に案内状を送付し

ますので、そちらでご確認下さい。なお、志摩文化会館周辺の道路、個人の土地、商店などの駐車場や敷地などへの駐車はしないで下さい。

その他

案内状が届かない時や、現在他の市町村に住所がある人で、ふるさと志摩市の成人式に参加したい人、託児を希望する人は、12月16日(金)までに生涯学習人権教育課までご連絡ください。

※案内状がなくても当日参加は可能です。

問い合わせ

生涯学習人権教育課

☎ 44・0339 FAX 44・5263
ky-sgakujinken@city.shima.lg.jp

危険なごみの 処理について(お願ひ)

危険なごみ(ガスボンベ・消火器・農薬などの薬品・注射器・バッテリー・火薬類など)は、市のごみ処理施設では処理できません。ごみ集積所へ出したり、清掃センターなどへ持ち込んだりしないでください。

万が一、ルールが守られずに、危険なごみがほかのごみと混ぜて排出されると、収集や選別作業をする清掃作業員にとって大変危険です。これらを処理したい時は、販売店に

相談していただくか、または専門の処理業者へ処理を依頼してください。

また、スプレー缶はそのままごみとして出されますので、処理中に爆発することがありますので、必ず穴をあけてから出して下さい。

不明な点などがありましたら、次の問い合わせまでご連絡ください。

問い合わせ

美化衛生課

☎ 44・0229 FAX 44・5261

RDF施設エコフレンドリーはまじま

☎ 53・1410 FAX 53・1410

大王清掃センター

☎ 72・3718 FAX 72・3718

志摩清掃センター

☎ 85・0983 FAX 84・0088

阿児清掃センター

☎ 43・3714 FAX 43・7399

磯部清掃センター

☎ 55・1167 FAX 55・1167



広報用イラスト応募作品
匿名希望さん(阿児町)

介護認定を受けた人へ

確定申告で税の控除を受けられる証明書を発行します

【障害者控除対象者認定】

介護保険の要介護認定を受けた人で一定の基準に該当する場合、申請により税法上の障害者控除を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。

対象

平成23年12月31日時点において、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の人で、認知症や身体上の障がいがある一定以上の基準に該当する人（要支援者は除く）。

※要介護認定を受けていても、必ずしも対象になるとは限りません。

※障害者控除が必要でない人は、申請の必要はありません。

※既に障害者手帳や療育手帳などを持っている人は、申請することができません。

【おむつ代の医療費控除】

傷病により6か月以上寝たきりのため、おむつが必要と医師が認めた人のおむつ代は、医療費控除の対象となります。そのうち、一定の基準に該当する場合、申請により「おむつに係る費用の医療費控除の確定書」を交付します。

対象

次の①～③のすべてに該当し、一定の基準を満たす人

- ① 要介護・要支援認定を受けている人
- ② 要介護認定を受けた際に作成された主治医意見書において、心身の障がいがある一定の基準に該当する人
- ③ おむつの医療費控除を受けるのが2年目以降の人

※初めて、おむつの医療費控除を受けられる場合は、市ではこの確定書を交付できませんので、医療機関で証明書を発行してもらってください。証明書の様式は、介護保険課または各支所の市民サービス係にあります。

【両控除共通】

申請方法

介護保険課または各支所（浜島・大王・志摩・磯部）の市民サービス係窓口で申請してください。

※障害者控除対象者認定の申請は必ず対象者の印鑑を持参してください。

結果は後日、介護保険課から通知します。申請書を受理してから結果を知するまでに一週間程度かかりますので、早めに申請してください。

問い合わせ

介護保険課

TEL 44・0284
FAX 44・5261

日本経済の「いま」を教えてください。

地域の未来づくりにも役立っています。

平成24年 2月1日(水)

経済センサス 活動調査

経済センサス-活動調査は、暮らしや地域などをより良くするために、あなたのお店、あなたの会社についてお伺いする大切な調査です。正確な統計をつくるために、調査への回答をよろしくお願いします。

「経済の国勢調査」です。全国すべての企業・すべての事業所が対象です。

調査票は平成24年1月末日までに届けます。2月1日以降に提出をお願いします。

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、調査票に記入して提出する義務があります。
- 提出された内容は統計作成の目的以外（税の資料など）には、絶対に使用しません。

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村
http://www.stat.go.jp/data/e-census/campaign/index.htm

経済センサス 検索

第5回三重県真珠品評会出展作品の一般公開について

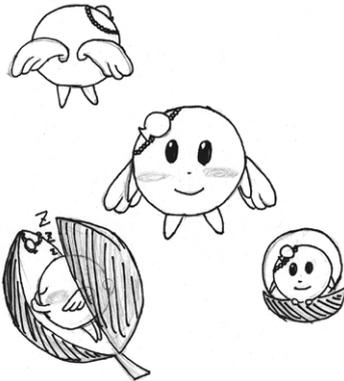
県真珠養殖連絡協議会では、真珠の品質向上と三重ブランドである真珠のすばらしさを広くPRしていくために第5回三重県真珠品評会出展作品の一般公開を行います。

とき 12月8日(木)
10時30分～15時
(表彰式 10時～)

ところ 市商工会館
1階 カルチャー教室

問い合わせ

県真珠養殖連絡協議会
☎(0596) 28・4140



広報用イラスト応募作品
「真珠豊作を願って」

ペンネーム・フェアリーパールさん(中1)

戦後強制抑留者の皆さんへ

シベリア戦後強制抑留者に対する特別給付金を支給しています。

まだ請求されていない人は、お急ぎください。

対象者

旧ソ連邦またはモンゴル国の地域における戦後強制抑留者で、平成22年6月16日に日本国籍を有するご存命の人

※特別措置法施行日(平成22年6月16日)以降に亡くなられた人の相続人は請求できますが、施行日前に亡くなられた人のご遺族などは、対象となっております。

請求受付期間

平成24年3月31日まで

請求期間内に請求されなかった場合は、支給されません。

請求書をお持ちでない人は、次の問い合わせ先へ連絡してください。

また、既に特別給付金を支給された人は、再度の支給は出来ません。

問い合わせ

独立行政法人平和祈念事業特別基金
事業部特別給付金認定担当

☎(0570) 059・204

I P電話、PHSからは

☎(03) 5860・2748

受付時間 平日9時～18時

伊勢志摩第九コンサート

今年のコンサートは、去る3月11日に東日本を襲った未曾有の大地震で大変な被害に遭われた被災地域の皆さんに、伊勢志摩から“連帯”の想いとして、入場料の一部を義援金とするほか、被災地域の特産品の販売も企画しています。

とき 12月25日(日) 14時～

ところ 伊勢市観光文化会館

演奏曲 唱歌メドレー「ふるさとの四季」ベートーヴェン作曲「交響曲第9番」全曲ほか

入場料 1,600円(前売券)1,800円(当日券)
※入場料の内100円は義援金とします。

問い合わせ

富田(実行委員長)

☎(0596) 24・6145

牛場(事務局)

☎090・9907・3445

家庭裁判所の「試験観察」をご存じですか?

非行のあった少年を保護観察などの処分決定する前に、その生活態度を見てから処分を決めることを「試験観察」といいます。

「試験観察」においては、非行を繰り返すことが無いよう、例えば、老人福祉施設や乳児院などの施設に少年を預ける「補導委託制度」を利用し、短期間社会奉仕活動に取り組ませることがあります。

活動を通じて、少年は自然と相手に思いやりの気持ちを持つようになり、立ち直りのきっかけになるものと考えられています。

問い合わせ

津家庭裁判所事務局総務課

☎(059) 226・4171

見て!みて!志摩の国チャンネル☆

今月のケーブルTV行政チャンネルの番組をお知らせします。内容、時間などは予告なく変更することがあります。

ケーブルTV デジタル 123ch/アナログ 6ch

	12月1日～15日	12月16日～31日	番組紹介
毎時	00	00	志摩の国5・10 行政情報を動画でお知らせします。 志摩の国かわら版 行政情報を文字とナレーションでお知らせします。内容は随時更新されています。
	05	05	
	10	10	
	20	20	
	30	30	
	35	40	
	50	50	

広告 「ミタス伊勢まちづくり」プロジェクト第2弾

健康で、安く、楽しい
伊勢・船江温泉 湯
みたすの湯

【営業時間】 9:00～24:00 ※最終受付/23:00

◆食事処 旬菜庵 赤い鳥 ◆手もみ処 おかげ整体 RE 楽 X
全日 11:00～24:00 全日 10:00～23:00
※オーダーストップ/23:30

ご予約電話番号 0596-26-3700 ご予約電話番号 0596-22-9519

朔日風呂 ついたちぶる
毎月1日は早朝6:00より営業

www.mts-life.co.jp/mts-yu/

三重県伊勢市船江1-471-3 TEL 0596-29-4126

農業塾なごみ（野菜）第2期生募集

定年退職を迎える人や副収入として野菜の生産・出荷をしたい人をサポートします。

来年4月からの1年間（夏野菜～冬野菜）の研修で、野菜の基礎知識・栽培技術を習得し、卒業後は各自農地で栽培開始を目指します。

農業塾説明会

とき 1月14日（土）19時～

ところ 鳥羽志摩農協本店
2階研修室

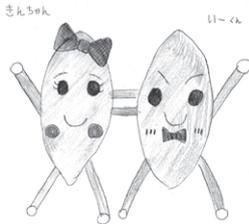
募集期限 1月6日（金）

申し込み・問い合わせ

鳥羽志摩農業協議会事務局
（JA鳥羽志摩農協経済部）

☎43・5889 FAX43・4175

または最寄りのJA各支店



広報用イラスト応募作品「きんこ」
むかいみゆ
向井美友さん（阿児町 小6）

志摩市テレピア推進協議会 委員を募集します

平成21年3月に策定した志摩市地域情報化計画に関する意見・助言を行う委員を募集します。

応募資格

- ①市内在住で、平成24年3月1日現在、満20歳以上の人
- ②年1回程度、平日昼間に開催する会議に出席できる人（市議会議員、市職員を除く）

募集人数 2人以内

任期 平成24年3月から2年

申し込み

情報政策課または市ホームページにある所定の応募用紙に必要事項を記入し、直接、郵送、FAXまたは電子メールでお申し込みください。

募集期限 12月22日（木）必着

問い合わせ

情報政策課

☎44・0208 FAX44・5252

✉joho@city.shima.lg.jp

伊勢湾フェリー+豊橋カレーうどん

トリプルおトク
冬の得×3コラボ企画!!

豊橋市では、伊勢湾フェリー（鳥羽・伊良湖航路）を利用し、ご当地グルメである「豊橋カレーうどん」を食べた人を対象に、割引を実施します。

とき 平成23年12月1日（木）
～平成24年2月29日（水）

お得① スタンプを集めて割引!

乗船時、食事時にチラシにスタンプを押します。両方のスタンプが揃った時点で、食事代または乗船代から500円を割引きます。

お得② フェリーの半券で割引!

伊勢湾フェリー乗船券の半券を対象の施設で提示すると割引で利用できます。

お得③ セット券の利用でさらにおトク!

伊勢湾フェリー(株)、豊橋鉄道(株)、豊鉄バス(株)の発売するセット券、割引きっぷ、旅行会社の取り扱う旅行クーポンでも割引対象となります。

チラシ設置場所

伊勢湾フェリー(株)、豊橋カレーうどん販売店、志摩市内主要公共施設

問い合わせ

豊橋市政策企画課

☎(0532) 51・2182

http://www.city.toyohashi.aichi.jp/seisakukikaku/

パールブリッジウォーキングジョギング大会

とき 12月18日（日）※小雨決行

受付9時～ オープニング9時30分～

コース **A**ウォーキング5km **B**ジョギング5km **C**ジョギング10km

ところ 志摩文化会館 駐車場

参加費

志摩スポーツクラブ会員		非会員	
小中学生	200円	小中学生	400円
高校生以上	300円	高校生以上	600円

申し込み・問い合わせ

志摩スポーツクラブ ☎090・5623・3622 FAX84・0028

当日参加可能!

※豚汁・ドリンクサービス、抽選会あり!



広告



1年3回以上の
1年1回以上の
1年1回の
保守点検
清掃作業
法定検査

浄化槽は上記3つが三拍子揃って、本来の機能を発揮します。

浄化槽のことなら  志摩環境

志摩市阿児町鵜方9-44 ☎43・5911(代)

広告

ご家族・ご親戚が県外で働いている皆様へ

三重県にUターン就職して、一緒に、または近くで生活してもらいたいと思いませんか? ホームページから登録できます。今すぐ登録!
当社が県内のUターン就職先をお探します。 みえ特化型人材紹介 検索

Early Bird
The Early Bird gets the worm.

Uターン就職希望者を受け入れたい県内企業も募集しています。詳細はお問い合わせください。

U・Iターン特化型人材紹介サービス **株式会社アーリー・バード**

《伊勢・本社》
〒516-0011 三重県伊勢市一色町1500番地4
TEL / 0596-20-0170 FAX / 0596-20-0171
Email / info@ebird.co.jp URL / http://www.ebird.co.jp

《津・三重大Cオフィス》
〒514-8507 三重県津市栗真町屋町1577
三重大学社会連携研究センター
三重大学キャンパス・インキュベータ 218号室
TEL・FAX / 059-231-5425(内線6928)
Email / jinzaiebird.co.jp URL / http://www.ebird-jinzaie.jp

市こころの相談

こころの病やこころの健康づくりに関して、保健師による面接相談を行っています。

とき 12月20日(火)9時~12時、13時~16時
※要予約(前日正午まで)

ところ 総合保健センター

申し込み・問い合わせ

総合保健センター ☎44・1100

磯部・大王保健センターでも随時相談を受け付けています。

磯部 ☎55・4011 大王 ☎72・5963

こころの健康相談

専門医や保健師によるこころの健康相談を受け付けています。

とき 12月15日(木)13時~15時※要予約

ところ 県伊勢庁舎(ヘルスサポート室)

問い合わせ

伊勢保健福祉事務所

☎(0596) 27・5148

FAX (0596) 27・5253

特設人権相談

近隣とのトラブルや、家庭内(夫婦、親子など)の問題、相続、いじめや体罰、職場でのセクハラなどでお悩みの人は、お気軽にご相談ください。

とき 12月15日(木)13時~15時

ところ 阿児アリーナ 健康相談室

※2月に磯部町で開設を予定しています。

問い合わせ

津地方法務局伊勢支局

☎(0596)・28・6158

FAX (0596)・28・6159

人権啓発推進課

☎44・0227 FAX44・5261

司法書士による無料登記相談会

とき 12月9日(金)・22日(木)
両日とも13時~16時

ところ 市商工会館

※次回は1月13日(金)・27日(金)開催予定です。

問い合わせ

津地方法務局総務課

☎(059) 228・4191

公証相談

公証人が、相続・遺言、任意後見、離婚給付・各種契約などの公正証書作成その他について相談に応じます。

とき 12月15日(木)14時~16時
※要予約(前日まで)

ところ 市役所2階 会議室

申し込み・問い合わせ

ふくし総合支援室

☎44・0280 FAX44・5260

年金事務相談

とき 12月14日(水)
10時~12時、13時~15時

ところ 市商工会館

持ち物 ①年金手帳・基礎年金番号通知書/②職歴書/③以前に年金加入期間を調べたことがあればその回答/④年金受給者の人は年金証書または年金額改定通知書など/⑤印鑑

※配偶者がいる場合、①~④は配偶者の分もご持参ください。

※代理人が相談するときは、委任状が必要です。

問い合わせ

伊勢年金事務所

☎(0596) 27・3601

FAX (0596) 28・4311

申し込んでないけど... 海外宝くじに当選した!?



【事例】海外から手紙が届いた。中を見ると、8000万円の当選者になったというようなことが書いてあり、受け取るには手数料3000円を送金する必要があるとのこと。振り込んでもよいか。

送付された文面をよく読むと、当選通知ではなく当選する可能性があるリストへの登録ができるという内容になっています。申し込んでない宝くじが当たることは絶対にありません。要求されている手数料を払うためにクレジットカードの情報を記入してしまうと、重要な情報が奪われ、次のトラブルのきっかけになりかねません。また、日本で海外宝くじを購入すると刑法に抵触する可能性があります。

・絶対に返信しない・うまい話はありません

消費生活に関する相談は...商工課 ☎44・0290

広告

借金 相続 離婚 交通事故 刑事事件

伊勢法律事務所 弁護士 たがた ゆうき 田形 祐樹 (三重弁護士会所属)

〒516-0073 三重県伊勢市 吹上1-8-30 亀田ビル3階 TEL0596-20-0555

まずはお電話でご予約を! 1人で悩まないで お気軽にご相談下さい。

借金相談無料! その他1時間5,250円

伊勢 弁護士 検索

無料駐車場完備

伊勢志摩リハビリテーション専門学校 広告

リハビリのスペシャリスト 理学療法士を育成

~可能性へのチャレンジ~

Open Campus 2011

12.18(日)10:00~

お問い合わせ TEL.0596-24-2540

学校法人協栄学園 伊勢志摩リハビリテーション専門学校 理学療法学科 昼間部4年制 伊勢市御園町高向1658 http://www.kyoeigakuen.ac.jp/



磯笛峠いそぶえに行く

磯笛峠は、浜島地区とメロンで知られる南張との境にある峠です。浜島からだと旅館街を南張、宿田管方面に、また、松山路からは新しく開通した浜島バイパスを通り、国道260号線に合流し右折するとすぐのところですよ。

展望台には数台分の駐車スペース、トイレ、東屋が設置されており、ここからは雄大な太平洋が目飛び込んできます。

東に目を転じると、浜島の旅館街、遠くはパールブリッジ、そして英虞湾口を望むことができます。志摩の岬山の中腹には灯台が見えますが、方向的にここより西側からしか見えない灯台です。そして南側はひたすら雄大な熊野灘が陽光眩しく広がり、西側には田管の鼻、見通しの良い日には紀州の山並みが遠く見渡せます。また、この展望台は、夕日の名所でもあり、傍らに設置された紹介文には「千金に値する」と記されています。

そして眼下には、「磯笛」の名のとおり、海女さんが活躍しそうな太平洋の荒波が砕け散る発達した岩礁が広がります。夏場のシーズンになってここに立つと、遠く近く名の由来となった磯笛が聞こえてくることでしょう。



ペンリレー

編集後記「ペンリレー」の第7走者、4月から新たに市の職員となりました上下水道部水道工務課の中井広樹です。

私の仕事は浄水係で水道水の品質管理を担当しています。安心して飲むことのできる衛生的な水を皆さんの家庭まで供給するためには、水質試験はかせません。

そこで、市の水源である神路ダムから送配水管末端部までの水質を、理化学的、生物学的試験などにより、厳重に検査しています。さらに、大切な水源を守るために神路ダムの調査、パトロールも行っています。

まだまだ覚えることがたくさんあるので、これからしっかりと知識を深め、皆さんの家庭に安心・安全な水道を送れるようにしっかりと業務に取り組んでいきたいと思っています。



水道工務課
中井 広樹

11月のデータ

人口

全域 総数56,683人(-10) 男26,642人(-9) 女30,041人(-1) 世帯数22,790世帯(18)

()内の数字は前月との比較です。

地区別 浜島町5,124人(4) 大王町7,435人(0) 志摩町12,585人(-27) 阿児町22,981人(24) 磯部町8,558人(-11)

交通

事故数/118件(-3) うち人身事故20件(5) 物件98件(-8) 死者数/0人 傷者数/31人(13)

火災

件数/0件(0) 救急 出動件数/291件(96) 広域管内(南勢分署含)

()内の数字は前月との比較です。

平成23年10月31日現在

編集・発行/志摩市 市長公室

T517-0592 三重県志摩市阿児町鶴方3098-22

(0599) 44-0200 FAX (0599) 44-5252

くわしくはWEBで 志摩市役所 検索

shichokoshitsu@city.shima.lg.jp

広報しまへのご感想・ご意見をお寄せください。



この広報は、環境に配慮するため、植物油性のインキとグリーン購入法の基準を満たす再生紙を使用しています。

→市の携帯電話はコチラ

